

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	██████████
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、 しんじつ 真実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、 いつわ 偽りを述べない

ことを ちか 誓います。

氏名

速 記 録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人(塩地)

甲D第4号証(陳述書)を示す

- 1 今見ていただいている陳述書の住所とお名前を書いたのはどなたですか。
私です。
- 2 印鑑を押したのはどなたですか。
私です。
- 3 この陳述書は、あなたからお聞きしたことをまとめたものなんですけれども、内容は確認しましたね。
はい。
- 4 今回読み返してみて訂正する箇所があったようなんですが、教えていただけますか。
訂正するところは、父の死亡した年齢が、61が64の間違いでした。
- 5 その部分を訂正ということで、この後質問させていただきます。
はい。
- 6 あなたの経歴から聞いていきます。あなたが生まれた年は何年ですか。
1936年です。昭和11年です。
- 7 第二次世界大戦が終戦したときは何歳でしたか。
9歳で、小学3年です。
- 8 当時だと国民学校の3年生ですね。
国民学校です。
- 9 あなたは鹿児島で生まれた後、お父さんの仕事の関係で九州内を移動した後

で宮崎に来られたそうなのですが、終戦は宮崎で迎えたということですね。

はい、そうです。

- 10 あなた自身の戦争体験を聞きます。国民学校3年生のときに終戦を迎えたということなのですが、あなた自身の戦争体験で一番強く印象に残っていることを教えてください。

それは1945年5月11日ですが、宮崎の大空襲があったんですね。

- 11 その中身を教えてください。

当時、学校にいまして空襲警報が鳴りまして、慌ててみんな家のほうへ逃げて帰る途中でした。そこでグラマンの機銃掃射、それから爆弾が落とされて、非常に怖い思いをしました。

- 12 今、機銃掃射と爆弾というお話がありましたが、まず爆弾のほうを聞きますけれども、あなたからどれぐらい離れたところに落ちましたか。

はっきりしたことは言えないんですが、100メートルぐらい離れたところだったと思います。

- 13 何発ぐらい落ちましたか。

分かりませんね。

- 14 数えられないぐらい落ちてましたか。

はい。

- 15 それでは機銃掃射、弾のほうはどれぐらい離れたところに撃ち込まれていましたか。

もう目の前ですので、5メートルも離れてなかったんじゃないかと思っています。

- 16 すごく近くに機銃が撃ち込まれたということですか。

はい。

- 17 そんな状況でよく助かったと思うんですけども、どうやって逃げたんですか。

たまたま近くのおばさんがいまして、僕を防空ごうに強制的に入れて
くれました。それで機銃掃射を受けることがなく生き抜いてきました。

18 運がよかったということですか。

そうですね。

19 それだけの大きな空襲だったら亡くなった方も多かったと思うんですが、同
じ学校に通われてた同級生とか先輩、後輩、亡くなった方もいたんじゃない
でしょうか。

はい。3年ですけれども、同級生3人、それと上下級生が9人、計1
2名が爆弾の直撃を受けて死亡しました。

20 まずは同じ学校の児童が亡くなり、あと学校から逃げるときということだっ
たのですが、学校は無事だったのでしょうか。

学校は全焼しました。

21 その全焼した学校というのはどこにあったんですか。

今、宮崎大学附属小学校のところですよ。

22 そのときの空襲の痕跡というのは残っていませんか。

残念ながらほとんど残ってないんですけど、1960年代までは、公
立大学ができるまでですけど、道路に面したところにコンクリの塀
がありまして、そこに多数の穴が開いてました。機銃掃射の痕だろう
と思います。

23 戦争の痕が1960年代までは宮崎にも残っていたんですね。

はい。

24 ほかに印象に残っている戦争の記憶があれば教えてください。

これは後目になるんですけど、空襲を受けて警報が鳴ったときに防空
ごうに避難したんですが、近くの防空ごうに直撃弾が落ちまして、老
人夫婦、それに娘さんが死亡しました。

25 御夫婦と娘さん、3人亡くなったということですか。

はい。

26 御近所ということなのですが、よく知っている方だったんですか。

はい。小さいときから、近くですから。距離にして100メートルぐらいですから。

27 よく知っている方が亡くなったということで、あなた自身、当時どう感じましたか。

まず、怖さが先にありまして、それから、よく知っている人ですから悲しくなりましたね。

28 つらい記憶でしたけれども、ありがとうございます。次にお父さんのお話を聞かせてください。陳述書によりますと、お父さんは元刑務官で終戦の2年前の1943年から召集されて、各地を移動した上で終戦を迎えたようなのですが、終戦のとき、お父さんどこにいたんですか。

広島にいました。

29 8月6日の広島原爆投下のときも広島にいたんでしょうか。

広島にいました。たまたま休みを取って宮崎に帰ってきて、広島に帰ろうとしたときに汽車が2時間遅れ、原爆が落ちた後2時間後に駅に着きました。

30 8月6日の朝、原爆が落ちた後に広島に戻ったということですか。

はい、そうです。

31 お父さんは原爆の直撃は免れたということですが、お父さんが広島に着いたとき、町はどうなっていたとおっしゃってましたか。

至る所で火災が発生し、それから焼けただれた死体が転んでいたり、それから道路では、兵隊さん水を下さいという悲痛な叫びがあったそうです。

32 かなり、そのときの状況というのは、お父さんからお聞きなんですね。

はい。

33 お父さんは軍にいたということですので、その後も広島でお仕事をされていたと思うんですけども、どれぐらいその後いたんでしょうか。

3 か月近く広島で死体の焼却とか軍隊の整理なんかをしていたようです。

34 整理の作業というのでは、どういうことを具体的にしておられたんでしょうか。

死体を処分するということですね。まるで枕木を積み重ねて火をつけるような格好で焼却したそうです。

35 広島のことを話すとき、お父さんはどんな様子でしたか。

やはり口が重かったですね。なかなか真実を伝えるという、苦しいことだったと思います。

36 戦後、宮崎に帰ってからのお父さんはどんな様子でしたか。

帰ってきたときは非常にやつれて、歯茎から血が出ていました。多分新型爆弾のせいだろうと私たちは思っていました。当時、原子爆弾と放射能という言葉はありませんでしたので、そういう新型爆弾ということだけで理解していました。

37 歯茎から血がだらだら出るような状態で、ほかの体の状況というのはどうだったんでしょうか。

2年近く寝込みました。

38 2年近くも寝込んで、その後、お父さんの体調というのは戻ってきたんでしょうか。

どうにか回復して、仕事に就くことができました。

39 お父さんは、あなたを始め御家族を養わないといけないんで、お仕事をしなきゃいけないと思うんですけども、いつ頃からお仕事を始めたんですか。

帰ってから2年後、まだそのときは余り体はよくなかったんですけど、

生活していくために働かざるを得ず、宮大の守衛をしました。

- 40 帰ってきて2年ぐらいして、ようやく働けるようになったということでしょうか。

はい。

- 41 あなた自身、戦争で大空襲などの体験もして、お父さんが被爆して、戦後もかなりつらい思いをされているようなんですけれども、戦後も続いてきたあなたの戦争による苦痛というものを、戦後にも残っていたものがあれば教えてください。

食べ物でしたね。さつまいもやかぼちゃ、そういうものを食べていました。ですから、今でもやはりそういうものを食べる気持ちにもならないです。

- 42 食べる気持ちにならないのはなぜか、もう少し教えていただけますか。

食べ物といたら、さつまいも、かぼちゃ、それは食べられればいいほうだったんですけれども、もうそういうさつまいも、かぼちゃは戦争のイメージにすぐつながっていくものですから、今も食べることもしません。

- 43 ほかに、戦争の記憶によって戦後も引きずっていたことがあれば教えてください。

飛行機の音を聞くのが嫌でしたね。グラマンの音と同じような音でした。飛行機もプロペラ機からジェット機に変わったんですけれども、その音というのは抵抗なく聞くことができました。

- 44 プロペラ機の音で嫌だなというような気持ちはいつぐらいまで続いたんですか。

随分続いたと思いますね。

- 45 何歳ぐらいまでというのを覚えていれば教えてください。

16歳、17歳ぐらいまででしょうかね。

- 46 しばらく引きずっていたということですね。
- はい。
- 47 それで少し話を変えますけれども、あなたは中学校の先生になったと陳述書には書かれております。教師として、生徒に対して戦争体験を伝えるということはしましたか。
- はい。
- 48 どんな感じで伝えたんでしょうか。
- 今まで話しましたように、私の体験したことを二度と体験させたくないという気持ちから、生徒たちには戦争のことについていろいろ話しました。
- 49 戦争体験を伝えることで、生徒たちにどういうことを考えてほしいと思ったんでしょうか。
- 戦争はもう大変なものなんだと、そういうことを子供たちに分かってほしいと思いましたね。
- 50 あなたのお子さんやお孫さんに対してはどうですか。
- 今孫が3人、それから子供が3人いるんですけれども、ずっと話をしてきました。
- 51 戦争のことは伝えてこられたということですね。
- はい。
- 52 新安保法制のことについて伺います。この裁判が始まってから陳述書を書いていただけで3年ほどたって、当時ほどは安保法制のことがテレビとかでも取り上げられる機会は減ってきたと思うんですけれども、安全保障に関する状況というのがどうなってきていると感じていますか。当時よりも良くなっていると思いますか。
- いいえ。
- 53 どの辺りが悪くなってきていると思いますか。

今全国各地で日米共同の軍事練習が行われています。近くは宮崎の新田原で200名の米兵が来て、26日から合同の練習をするということです。どんどん戦争の足音が近づいてくるなという感じを持っています。

54 今日貴重な経験をお話しいただきましたが、最後に、この裁判で裁判所に期待することをおっしゃってください。

裁判所の方にはいろいろなことがあるんじゃないかと思いますが、政府にそんなくすることなく、正しいことは正しい、悪いことは悪いと、正しい判断をしていただきたいと思います。

被告指定代理人（阿波野）

55 特にございませぬ。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安富元美

